

## 警戒レベルを加えた避難情報の発令について

### 1. 経緯

中央防災会議 防災実行会議「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害から避難に関するワーキンググループ」において、平成 30 年 7 月豪雨を教訓として、避難対策の強化について検討が行われ、昨年 12 月に「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの報告のあり方について(報告)」がとりまとめられた。

報告の内容を踏まえ、地方公共団体が避難勧告等の発令基準や伝達方法を改善する際の参考となるよう「避難勧告等に関するガイドライン」が改定された。

### 2. 「避難勧告等に関するガイドライン」の内容

#### 【警戒レベルを用いた防災情報の発信】

- ①災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を 5 段階に分け、情報と行動の対応を明確化
- ②避難勧告等を発令する際には、それに対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応した、とるべき避難行動がわかるように伝達
- ③様々な防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5 段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を支援

### 3. 桑名市の対応

- ・ 9 月 1 日号の広報くわなにおいて、市民へ周知を図る。  
(一部 8 月 1 日号に掲載済)
- ・ 今後、市長が発令する避難情報は警戒レベルを加えて行う。

防災・危機管理課

TEL 0594-24-1185

FAX 0594-24-2945

E-mail: bosaim@city.kuwana.lg.jp